

平成 28 年公立甲賀病院組合議会第 2 回定例会 会議録

招集年月日	平成 28 年 9 月 27 日 (火)					
招集の場所	甲賀市水口町 公立甲賀病院講堂					
開会 (開議)	9 月 27 日午後 2 時 3 分			議長	矢野 進次	
出席議員並びに欠席議員  出席 9 名 欠席 0 名  凡例 ○出席を示す △欠席を示す	議席 番号	氏名	出席等 の別	議席 番号	氏名	出席等 の別
	1	小河 文人	○	6	望月 卓	○
	2	竹村 貞男	○	7	栗津 寛三	○
	3	森嶋 克巳	○	8	松山 克子	○
	4	鵜飼 勲	○	9	松井 圭子	○
	5	中西 弥兵衛	△	10	矢野 進次	○
説明のため出席した者の 職氏名	管理者	谷畑 英吾		副管理者	中嶋 武嗣	
	監査委員	石田 晃朗		会計管理者	大角 勝一	
	参与	南 清		院長	清水 和也	
	事務局長 事務部長	谷川 敬二		看護部長	北林 栄	
	事務次長 総務課長	佐井 良昌		事務次長 経営企画課長	今元 三一郎	
	人事課長	北林 俊也		管財課長	中尾 博志	
	医事課長	寺村 清一郎		診療支援課長	小嶋 一夫	
職務のため出席した者の 氏名	中村 敏之、加藤 潤也					
議事次第	別紙のとおり					
会議録署名議員	8 番	松山 克子		9 番	松井 圭子	



平成 28 年公立甲賀病院組合議会  
第 2 回 定 例 会 議 事 日 程

平成 28 年 9 月 27 日  
午後 2 時 00 分開議

- |       |          |   |
|-------|----------|---|
| 日程第 1 |          | 会議録署名議員の指名について                                      |
| 日程第 2 |          | 会期の決定について   |
| 日程第 3 | 議案第 10 号 | 公立甲賀病院組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例を廃止する条例の制定について |
| 日程第 4 | 議案第 11 号 | 平成 27 年度公立甲賀病院組合一般会計歳入歳出決算の認定について                   |
| 日程第 5 | 議案第 12 号 | 平成 27 年度公立甲賀病院事業会計決算の認定について                         |
| 日程第 6 |          | 一般質問  |

## 議事の経過

### ○ 開会 開議

矢野議長 ただいまの出席議員は9名で、地方自治法第113条の規定により定足数に達しております。よって平成28年公立甲賀病院組合議会第2回定例会は成立致しました。なお、5番の中西弥兵衛議員から欠席の旨の届け出がありましたのでご了承願いたいと思います。

ただちに本日の会議を開きます。本日の日程はあらかじめお手許に配布したとおりであります。

この際、日程に入るに先立ち、監査委員から現金出納検査並びに定期監査の認定を受けましたので、その写しをお手許に配布しておきましたからご了承願います。

### 日程第1 会議録署名議員の指名

矢野議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第74条の規定により、8番 松山克子君、9番 松井圭子君を指名致します。

### 日程第2 会期の決定

矢野議長 日程第2 会期の決定の件を議題と致します。お諮りします。本定例会の会期は本日1日限りと致したいと思います。これにご異議ありませんか。

(なしの声あり)

矢野議長 異議なしと認めます。よって会期は本日1日間と決しました。

案件に入ります前に管理者より挨拶がありますのでよろしく願い致します。

### ○谷畑管理者挨拶

谷畑管理者 皆さん、こんにちは。公立甲賀病院組合議会議員の皆様には、市議会閉会直後のお忙しい中、本組合議会定例会にご参集頂きまして誠にありがとうございます。平素は病院組合事業の運営に格別のご理解とご協力を賜っておりますことに対しまして、厚く御礼申し上げます。

さて、地域医療・介護総合確保促進法に基づきます地域医療構想、病床再編が全国的に計画され、滋賀県においても策定されているところでございます。3月議会でもご報告させて頂いておりますが、本年7月1日から3階西病棟52床を急性期病床から回復期病床に位置づけられる地域包括ケア病棟へ転換致しました。地域包括ケア病棟は2025年問題に向けた在宅医療を重視した病棟でございます。また平成30年度

には、医療法改正や診療報酬、介護報酬同時改定が予定されているところでございます。

本年4月の診療報酬改正において、7:1看護の重症度、医療・介護必要度が15%から25%への厳格化となされ、今月末で経過措置期間が終了することとなっております。本院は地域包括ケア病棟への一部変更等により医療・看護必要度の高い患者を急性期病棟に集約化することにより28%以上を維持しております。また、本年10月からのDPC病院「病院情報公表」に診療報酬が加算となり、自院の情報をよりわかりやすく、地域住民に発信することが求められております。本院は滋賀医科大学からの医師が8割程度を占め、特殊な医療以外は大学と同レベルの医療が提供できていると認識しております。この情報をよりわかりやすく発信することが、地域住民のためにはもちろん、病院の経営上も重要であるというふうに考えております。

今回の一般質問でもご質問頂いておりますが、本年3月24日に未来創造委員会から、早期の地方独立行政法人化が必要との答申を頂きました。今後、早期に独法化に向けた準備室を立ち上げたいと考えております。答申にもありますが、甲賀保健医療圏でも人口減少の中、高齢者は増加致しますが、全県的な疾病別の機能分化も見据えながら、甲賀保健医療圏におきます医療、介護、在宅サービス各施設全体で地域の医療、介護が受けられる体制構築が必要な状況と認識しております。甲賀市、湖南市内の各施設と共に甲賀保健医療圏の保健、医療、介護を支えるため、本組合は中核的な病院事業を進めて参りたいと考えているところでございます。

本日の病院組合議会におきましては、条例1件、平成27年度決算2件のご審議をお願い申し上げまして、議会招集に当たりましてのご挨拶と致します。どうかよろしくお願い申し上げます。

### 日程第3 議案第10号

矢野議長

日程第3 議案第10号「公立甲賀病院組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例を廃止する条例の制定について」の件を議題と致します。本件について管理者から提案理由の説明を求めます。

谷畑管理者

はい、議長

矢野議長

管理者

谷畑管理者

はい、それでは議案第10号「公立甲賀病院組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例を廃止する条例の制定について」提案理由を申し上げます。

この条例は、地方自治法第96条第1項第5号及び第8号の規定に基づき、本組合議会で議決を得べき契約の締結並びに財産の取得、管理及び処分が規定された条例でございます。一方、本組合の公立甲賀病院事業は地方公営企業法が適用されておりますが、同法の第40条におきましては、「地方公営企業の業務に関する契約の締結並びに財産の取得、管理及び処分については、条例又は議会の議決によることを要し

ない」ことが規定されております。現在、新病院の建築、旧病院の解体等の大規模工事が終了し、今後は大規模な工事の予定がないため、また本組合における契約の締結並びに財産の取得、管理及び処分につきましては公立甲賀病院事業において執行しているため、地方公営企業法の規定との整合性から本条例を廃止しようとするものでございます。なお、施行日につきましては公布の日から施行させて頂くものでございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

矢野議長

提案理由の説明が終わりました。本組合議会は質疑の事前通告制を取っております。今回は質疑の通告がありませんでしたので質疑を終了致します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

矢野議長

討論なしと認め、討論を終了致します。

これより議案第 10 号を採決致します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

矢野議長

挙手全員であります。よって議案第 10 号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第 4 議案第 11 号

矢野議長

日程第 4 議案第 11 号「平成 27 年度公立甲賀病院組合一般会計歳入歳出決算の認定について」の件を議題と致します。本件について管理者から提案理由の説明を求めます。

谷畑管理者

議長

矢野議長

はい、管理者

谷畑管理者

議案第 11 号「平成 27 年度公立甲賀病院組合一般会計歳入歳出決算の認定について」の提案理由のご説明を申し上げます。

病院組合一般会計の歳入につきましては、後方医療機関確保対策負担金 2,084 万 4 千円を含む 2,318 万円の負担金を 2 市より負担頂き、繰越金を合わせて歳入総額 2,441 万 8,313 円となりました。一方歳出におきましては、議決機関関係経費 92 万 1,621 円、執行機関関係経費 178 万 8,373 円、監査機関関係経費 27 万 1,920 円、衛生費 2,084 万 3,136 円、合わせて 2,382 万 5,050 円となり、差し引き 59 万 3,263 円を翌年度へ繰り越すことと致しました。よろしくご審議の上、ご認定を賜りますようお願い申し上げます。

矢野議長

提案理由の説明が終わりましたので、ここで監査委員に本決算の監査の結果についての報告を求めます。監査委員 石田晃朗君

石田監査委員

はい、ご苦労さんでございます。9 ページをご覧頂きながら進めさせていただきます。平成 27 年度公立甲賀病院組合一般会計歳入歳出決算意見書ということでございます。平成 27 年度公立甲賀病院組合一般会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 2 項により監査した結果を別紙のとおり報告致し

ます。平成 28 年 6 月 27 日、公立甲賀病院組合管理者 谷畑英吾殿。続きまして 10 ページのほうに参ります。本件を申し上げました監査日につきましては平成 28 年 6 月 27 日、私、石田晃朗、議員の松山克子議員の 2 名で行いました。監査対象につきましては平成 27 年度公立甲賀病院組合一般会計歳入歳出決算ということでございます。監査の結果、意見書でございます。決算の状況を聴取し、決算書に基づく諸帳簿、証憑書類、預金通帳などを照合した結果、予算の範囲内で適正に処理されておりましたので、ここにご報告し監査意見書と致します。どうもありがとうございます。以上でございます。

矢野議長

監査の結果についての報告が終わりました。今回は質疑の通告がありませんでしたので質疑を終了致します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

矢野議長

討論なしと認め、討論を終了致します。

これより議案第 11 号を採決致します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

矢野議長

挙手全員であります。よって議案第 11 号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第 5 議案第 12 号

矢野議長

日程第 5 議案第 12 号「平成 27 年度公立甲賀病院事業会計決算の認定について」の件を議題と致します。本件について管理者から提案理由の説明を求めます。

谷畑管理者

議長

矢野議長

はい、管理者

谷畑管理者

議案第 12 号「平成 27 年度公立甲賀病院事業会計決算の認定について」の提案理由のご説明を申し上げます。

平成 27 年度の病院事業については、地域医療構想の計画策定の中、医療の質向上と健全経営に取り組んで参りました。平成 27 年 5 月に 7 : 1 看護基準を届け出て、看護の質向上を図って参りました。また、6 月には新たな審査基準による病院機能評価認定証の交付を受け、安全・安心で質の高い医療提供体制であることを認定されました。さらに、平成 28 年 1 月には甲賀保健医療圏における診療所等との連携や地域の医療の質向上に向けた研修等を役割とする地域医療支援病院の承認を得ることができました。一方、平成 28 年 3 月には旧病院建物の解体工事が完了し、跡地は甲賀市へ売却致しました。

平成 27 年 3 月から 5 回開催された「未来創造委員会」の答申として、5 疾病 5 事業における医療連携体制の構築、在宅医療・介護との連携強化、医師・臨床研修医及び看護師の増員及び育成、経営形態の見直しの 4 項目を平成 28 年 3 月に頂いたところでございます。今後はこの答申を基に地方独立行政法人化について議会の皆様方と

も検討をして参りたいと考えております。

平成 27 年度の病院事業収支は、経常収支 2 億 5,131 万 6,893 円の損失に加え、旧病院解体関連費用が生じたことにより、消費税抜きで 19 億 6,855 万 1,031 円の純損失となりました。また、資本的収支については、当年度中に執行できなかった歯科電子カルテシステム整備費 2,138 万 4 千円を事故繰越とし、収支決算不足額 3 億 2,844 万 4,584 円は、内部留保資金等で補てん致しました。なお、平成 27 年 3 月の当初予算でも説明させて頂きましたが、旧病院解体関連費用に伴う欠損金 17 億 7,439 万 1,873 円を建設改良積立金で処分させて頂きたく存じます。

よろしくご審議の上、ご認定を賜りますようお願い申し上げます。なお、詳細については、事務局から説明をいたさせます。よろしくお願い致します。

矢野議長

続いて本件についての詳細説明を求めます。事務部長

谷川事務部長

平成 27 年度公立甲賀病院事業会計決算について、決算書に基づき説明させて頂きます。

決算書の 35 ページです。収益的収入及び支出に関する明細について、消費税額抜き額で記載しています。1 款 病院事業収益は 103 億 7,345 万 1,224 円でした。1 項 1 目 入院収益は、前年度との比較で 1 億 6,335 万 2,505 円増加し、55 億 8,763 万 3,370 円でした。入院患者数は、在院日数短縮もあり 918 人減少しましたが、全身麻酔手術件数の増加等により入院診療単価が 1,779 円増加し、入院収益は対前年度比 3%の増加となりました。

2 目 外来収益は、前年度との比較で 1 億 6,279 万 808 円増加し、28 億 1,787 万 4,526 円でした。診療単価が 644 円増加、患者数が 717 人増加し、対前年度比 6.1%の増加となりました。なお、病院事業収益の内訳で、1 項 医業収益の占める比率は 84.7%でありました。

決算書 28 ページをお願いします。地域別利用患者数の一日平均入院患者数は、前年度に比べ甲賀市が 5.4 人減少し 223.9 人、湖南市が 4.5 人増加し 47.5 人でありました。一日平均外来患者数は、前年度に比べ甲賀市が 0.7 人増加し 706.4 人、湖南市が 2.9 人増加し 148.6 人でありました。許可病床数 413 床に対する病床利用率は 76.6%で、一般病床 355 床の病床利用率は 76.3%、回復期リハビリテーション病棟 46 床では 83.1%でありました。

35 ページに戻って頂けますでしょうか。2 項 医業外収益 2 目 他会計負担金 6 億 3,980 万 3 千円は、甲賀市と湖南市の一般会計からの繰入金で、病院事業分が 5 億 7,388 万 9 千円、移転新築整備事業分が 6,591 万 4 千円でした。なお、甲賀看護専門学校分や資本的収入分を含んだ負担金総額の明細書は 49 ページに記載しており、平成 27 年度には両市から総額 11 億 1,230 万 6 千円のご負担を頂きました。

再度、36 ページをお願いします。3 項 居宅介護事業収益は、1 億 5,767 万 9,652 円となりました。在宅療養を支援する訪問看護や訪問リハビリテーションの事業が中心となっています。訪問看護ステーションの利用者は、医療依存度の高い方が中心となっており、訪問看護ステーション職員数の減少もあり前年度の 274 人から今年度



237人と若干減少になっております。今後、非常勤職員を増員し利用者も増加したいと考えております。訪問リハビリテーションの利用者は、前年度198人、今年度203人、訪問単位数は13,278単位から13,359単位に増加しております。

飛びますが、50ページをお願いします。甲賀市、湖南市に全額ご負担頂いている甲賀看護専門学校事業では、平成26年度における負担金額の精算額1,502万7,721円を加味すると、平成27年度において1,278万8,565円の余剰となりました。この余剰金につきましては、平成27年度決算の認定を頂いた後、甲賀市と湖南市に精算させて頂きます。

お戻り頂いて37ページをお願いします。5項 特別利益は、旧病院跡地売却額3億6,400万円と土地取得に伴う帳簿価格額との差額5,715万7,735円であります。

38ページをお願いします。病院事業費用についてご説明致します。1款 病院事業費用は、123億4,200万2,255円となりました。平成27年度は、46ページの6項旧病院解体工事に伴う特別損失17億7,439万1,873円が大きく影響し、前年度に比べ18億4,876万3,071円の増加となりました。

38頁にお戻り頂きまして1項 医業費用は、97億2,598万7,550円でした。特別損失を除いた病院事業費用の92%を占めております。1目 給与費は、52億3,123万8,258円で、対医業収益比は、前年度の60.0%から59.5%となり0.5%減少しましたが、更なる収益増加により給与比率減少が重要と考えております。

前後しますが、20ページをお願いします。年度末職員数でございます。平成26年度末と比較し、常勤換算で医師4.6名の増員、看護職員19.7名の増員、医療技術職員など一部減少しておりますが、合計24.1名の増員となっております。今後も医師確保が最重要と考えております。

またお戻り頂いて39ページをお願いします。2目 材料費は18億9,959万7,759円でした。1節 薬品費10億3,572万2,010円については、後発医薬品の採用など購買費用の縮減に努めておりますが、オプジーボ等高額な抗がん剤は全国的にも医療費増加の一因となっており、本院も対前年比11.3%の増加となっております。3節 給食材料費 57万1,960円は、大規模災害時における入院患者さんの備蓄食品の更新費用です。平成21年度から患者給食材料を含めた業務委託としており、患者給食材料費は委託費に計上しています。3目 経費は、13億7,979万2,159円でした。

40ページ、14節 委託費は、9億923万1,111円でした。委託費の対医業収益比は、平成26年度10.8%、平成27年度10.3%となっております。なお、平成27年10月から入院医事計算業務を、平成28年4月から入院診療報酬請求業務を直営化致しました。本院職員による直営化により医師との保険請求上の情報共有、新たな施設基準取得、診療報酬請求漏れ防止に努めております。

41ページをお願いします。6目 研究研修費は、4,328万7,985円となりました。うち、2節 図書費は1,184万6,446円で、医学・看護・医療技術等の図書購入に支出しました。4節 旅費は、2,270万4,135円でした。学会、研修会参加の旅費であります。

42 ページ 2 項 医業外費用であります。2 目 修学資金は 4,240 万円で、看護学生に対し、返還免除規定のある修学資金月額 5 万円を貸与し支援致しました。3 目 雑損失は、平成 27 年度における消費税雑損失で、保険診療が非課税扱いの制度のため、2 億 9,247 万 7,408 円となりました。3 項 居宅介護事業費用は、1 億 8,033 万 3,852 円でした。居宅介護事業の収支は、2,265 万 4,200 円の赤字となりました。病院併設の訪問看護ステーションとして、医療依存度の高い利用者が比較的多い関係もあり、常勤職員の比率が高いことも要因の一つと考えております。また、今後、更に甲賀保健医療圏の広域連携、機能分担も必要と考えております。

43 ページをお願いします。4 項 保育所費は、6,211 万 7,552 円でした。この費用は、病院内保育所運営費補助金、病児・病後児保育設置促進事業費補助金、構成 2 市からの負担金、利用者からの保育料等で賄っています。院内保育所では、当院に勤務している医師・看護職員・その他職員の子供を保育対象とし、0 歳児から 4 歳児までの保育を 24 時間体制で運営しております。平成 26 年度は、0 歳児から 4 歳児が利用され、保育総数は 6,925 名、一日平均約 19 名の利用でした。夜間保育の利用者数は、年間 131 名でした。また平成 25 年 10 月から本院職員以外にも、甲賀市、湖南市内の医療機関に勤務する看護師の病児、病後児保育を受け入れています。

47 ページをお願いします。資本的収入及び支出を記載しています。平成 27 年度に企業債の借入はありませんでした。

52 ページに、平成 27 年度末の企業債明細を記載しております。平成 27 年度末の未償還残高は 96 億 5,572 万 1,619 円でした。

再度、48 ページをお願いします。資本的支出 10 億 685 万 8,154 円では、有形固定資産の整備や企業債の償還等を致しました。

戻りまして 5 ページをお願いします。平成 27 年度の損益計算書です。消費税抜き額で記載しています。平成 27 年度における税抜き決算額の経常損失は、2 億 5,131 万 6,893 円でしたが、先ほどご説明致しました旧病院解体及び土地売却に伴う特別利益 5,715 万 7,735 円と特別損失 17 億 7439 万 1873 円により、病院事業収支は、19 億 6,855 万 1,031 円の損失となりました。その結果、平成 27 年度末における未処分利益剰余金は、3 億 9,548 万 8,380 円となりましたが、平成 27 年 3 月の予算議会においてお願いしておりましたとおり、旧病院解体工事に伴う特別損失額を建設改良積立金で取り崩しをお願いしたく、考えております。

8 ページには、欠損金処理計算書（案）を記載しています。建設改良積立金 22 億 4,235 万 3,509 円中、今回の旧病院解体に伴う欠損金 17 億 7,439 万 1,873 円を取り崩し、4 億 6,796 万 1,636 円といたく存じます。以上お願いするものであります。

9 ページをお願いします。貸借対照表です。

10 ページの窓口未収金は、1 億 4,239 万 7,127 円です。病院組合の監査において、窓口未収金の早期回収や、不良未収金の適切な経理処理方法を指摘頂いており、電話、文書等の督促のほか、弁護士の助言を得ながら少額訴訟も実施致しております。今後も窓口未収金の早期回収と共に不良債務の整理に努めていきたいと考えておりま

す。以上、平成 27 年度公立甲賀病院事業会計決算の説明とさせていただきます。

矢野議長

提案理由ならびに詳細説明が終わりましたので、ここで監査委員に本決算の監査の結果についての報告を求めます。監査委員 石田晃朗君

石田監査委員

引き続き監査の意見書を申し上げたいと思います。ページ数は 56 ページということでございます。平成 27 年度公立甲賀病院事業会計決算監査意見書、公立甲賀病院事業における平成 27 年度決算について、地方公営企業法第 30 条第 2 項の規定により監査した結果を次のとおり報告致します。監査の期日、平成 28 年 6 月 27 日、監査の対象、平成 27 年度公立甲賀病院事業会計決算、監査の結果をこれから申し上げたいと思います。平成 27 年度公立甲賀病院事業会計の決算について、予算執行状況並びに会計処理および経営状況全般にわたり、監査を実施致しました。地域医療構想を勘案しながら病床再編が必要な状況の中、平成 27 年度 9 月に 7 対 1 看護基準を、6 月に病院機能評価の認証を、平成 28 年 1 月には地域医療支援病院の承認を得て質の高い医療、看護に向けた取り組みがなされて参りました。また平成 27 年度には旧病院の解体工事や、甲賀市への跡地処分が完了しています。収益的状況については、収益面において在院日数の短縮等により入院患者数が前年度に比べて 918 人減少したものの、診療単価が 1,779 円増加し、入院収益は対前年度比 1 億 6,335 万 2,505 円、3%の増加となっています。外来患者数は前年度に比べ 717 人の増加、診療単価も 644 円増加して、外来収益は対前年度比 1 億 6,279 万 808 円、6.1%の増加になっています。以上が入院、外来、下の欄でありますが平成 27 年度、26 年度の数値でございす。ご覧頂くとありがたいということでございす。

引き続きまして 57 ページに参りたいと思います。費用面においては、職員数の増員等により給与費が対前年度比 1 億 5,979 万 3,120 円、3.2%の増加となりました。また入院、外来収益の増加に伴い、材料費が対前年度比 1 億 2,346 万 2,492 円、10%の増加、経費は対前年度比 331 万 8,144 円、0.1%の減少になっています。結果として医業収支では 9 億 3,681 万 8,705 円の損失、経常収支では 2 億 5,131 万 6,893 円の損失、特別損益であり病院跡地売却経費、建物等解体費用、固定資産除却損を含めた当年度純損失では 19 億 6,855 万 1,031 円となっております。経常収支の均衡に向けたさらなる経営努力が必要であると考えられます。

また資本的収支については、収入においては売却された旧病院跡地 3 億 684 万 2,265 円が固定資産売却代金に計上されています。支出においては建設改良費や企業債償還の支出に対して、他会計負担金等の交付を受け収支予算が執行され、財政状況は資金不足を生じておらず良好な状態であります。

平成 27 年度公立甲賀病院事業会計決算書に基づき、予算額および各決算額について監査を実施し、内容について状況聴取を行い検討した結果、本決算については正当であるものと認めます。なお、公立甲賀病院事業の運営に関して、以下の点について要望致します。1 番目としまして経常収支の均衡・経営の早期健全化に向けて引き続きの努力をお願いすること、2 番、甲賀保健医療圏域の中核病院としてより高い医療を提供すること、3 番、地域住民の病院として更に信頼を得るよう努めること、以上

でございます。

平成 28 年 6 月 27 日、公立甲賀病院組合管理者 谷畑英吾殿、本監査につきまして、先程もご紹介致しましたように私、監査委員そして議会議員及び監査委員の松山克子殿と 2 名で行いました。以上報告でございます。よろしくお願ひ致します。

矢野議長

監査の結果についての報告が終わりました。今回は質疑の通告がありませんでしたので質疑を終了致します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

矢野議長

討論なしと認め、討論を終了致します。

これより議案第 12 号を採決致します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

矢野議長

挙手全員であります。よって議案第 12 号は原案のとおり可決されました。

## 日程第 6 一般質問

矢野議長

日程第 6「一般質問」を行います。通告順に順次。

森嶋議員

議長すみません。

矢野議長

はい。

森嶋議員

一般質問に入るまでに、この追加書類を頂いたんですけど、そのことについてちょっと質問したいんですけどよろしいか。

すみません。追加資料は 4 枚程頂きまして、その中に平成 27 年度第 4 四半期公立甲賀病院組合一般会計財政状況報告認定書となっているんですけども、これとこの次は松山監査委員お一人が署名、捺印されて、その後には石田監査委員さんと松山監査委員が印鑑押されているんですが、これはこれでいいのかどうか、それだけ質問、1 名だけでいいのか。

矢野議長

事務局

谷川事務部長

ただいまの森嶋議員のご質問にお答えします。構成 2 市に確認させて頂きまして、構成 2 市ともだったか片方だけだったか記憶が定かではないんですけども、このような運用をされているということでした。というのは当日ご欠席を頂きました関係で 1 名の監査になったんですけども、そういうケースも中にはあるということで今回このような書類にさせて頂いた次第でございます。以上です。

石田監査委員

補足説明をさせて頂きます。たまたま私、日程を間違えておりました、当日気が付いた時大阪におりましてどうも動きが取れなかったということございまして、時間が遅れて翌日、それから事後の監査等々につきまして、松山監査委員さんの監査して頂いた内容につきましては入念にチェックを致しまして、本日監査報告とさせて頂きました。改めて日程誤りに関しまして深くお詫びを申し上げたい。それと同時に 2 日間に渡りましてやりました結果、ハンコを押そうかという話もありましたんですけど

も、これは後日禍根を残すということで白紙で、いわゆる押さずに本日の会議に参りましたということをごさいますて、引き続き精進させて頂きたいと思しますので議員の皆様ご厚情を頂きたいということをごさいます。適切なご質問を頂きまして本当にありがとうございます。よろしくお願ひします。

矢野議長

よろしいですか。

森嶋議員

はい。

矢野議長

わかりました。日程第6「一般質問」を行います。通告順に順次発言を許します。

初めに2番 竹村貞男君

竹村議員

議長

矢野議長

はい、竹村貞男君

竹村議員

終末期医療につきまして、病院長にお尋ね致します。まず1点目でございますが、日本に約200万人いると言われる寝たきり老人ですが、今後ますます増えて260万人ぐらいになるだろうと、こういうふうに使われています。こういう寝たきり老人は欧米にはいらっしやらないとこういうふうに使いますが、この違いはいったい何なのでしょう。

2つ目が、終末期医療のあり方が、延命から痛みの緩和へ変わりつつあると聞きますが、甲賀病院にはこのような緩和ケア病棟はありますか。先程資料を見せて頂いてあるということがわかったんですが、この通告をした時点では私はわからなかったのでこういうような質問を致しました。わかれば県内の他の病院の状況もお聞かせください。

3点目、医師が終末期医療及びケアの方針決定することに関して、患者が重篤で患者からの意思確認ができない場合は家族の意向を尊重するということになると思ひます。家族の中で、意見が分かれるような場合もあると考えられますが、そのような場合は、どのような決定をされるのでしょうか。以上でございます。

清水病院長

議長

矢野議長

はい、病院長答弁

清水病院長

2番 竹村議員の一般質問にお答え致します。

1番の寝たきり老人に関するお尋ねでございますが、皆様もよくご存じのことと思ひますが、欧米では自分で食事を摂れず排泄ができなくなれば人間として終わりだという考え方があって、むやみに延命治療を行わないという文化があるために、寝たきり老人が少ないと言われております。恐らく人間の尊厳を重視する考え方だと思ひます。もう一つは、欧州は福祉国家と見なされておりますが、福祉はあっても医療サービスは余り充実していません。日本のように簡単に医師の診察を受けられないシステムとなっており、手厚くかつ高度な医療を日常的に受けにくい環境にあることも病人が長く生きていけない一因ではないかと考えます。逆に、日本に関していえば、手厚い医療を受けやすい環境にあるのが長生きの第一要因でしようが、もう一つは文化思想という面にあると思ひております。昔から、死というものは全ての人に訪れるものであり、いち早く訪れた死に際しても運命的なものとして捉えてきたように思ひま

す。このため、いつ訪れるかもわからない死のために「精一杯生きよう」としてきましたが、科学や医学の発達によって運命が変えられるものと錯覚するようになってきたのではないかと思います。ネットなどを通じて多くの医療情報を得て、あらゆる手段を講じてでも命を長らえようとする、秦の始皇帝が不老不死を求めたような状況に似ているような気も致します。

話すことも食べることもできない寝たきり老人が肺炎をわずらった時、治療を選択しない医師や家族はまずいません。医師は患者を救いたいというよりも責任を果たそうとし、家族も治療できる余地があれば拒否する気持ちにもなれず、命を縮めるような選択だけは避けたいという思いがそうさせるのだと思います。マスコミが命の大切さを過度に強調しますが、寝たきり老人の命をどう考えるのか、本人はもっと長く生きたいと思っているのでしょうか。私の母親も脳梗塞で寝たきりとなり口も開かなくなりましたが、その時点で私は母の命は終わったものと考えておりました。数カ月後、肺炎で亡くなったのですが、遠く倉敷まで毎週看病に通った記憶は残っておりますが、お互いにかけてあげない時間を過ごしたとはとても思えません。もし、1年も2年もこの状態が続いていれば相当に消耗したと思います。尊厳死は限りなく難しい問題かもしれませんが、議論を深めるべきだと私は考えております。

一方、この問題を解決するために健康寿命と平均寿命を近づければよいという構想が提起されておりますが、自然淘汰されなくなった日本人には乗り越えられないものと思います。今後も医学研究が滞ることは絶対にありえませんので、今以上に平均寿命が伸びて行くのは間違いありません。このことは、あたかも喜ばしいこととされるかも知れませんが、近いうちに社会問題化し、社会の不幸を招くことを私は恐れます。人が長く生きることの意味を問い直す時期が来ているように思います。

続きまして②の当院の緩和ケア病棟であります。1階東病棟の全12床を緩和ケア病棟として運用しております。この病棟は全室を無料個室とし、ご本人やご家族の意思・希望を尊重して、その人らしい最後の生活を送って頂くため、多職種で質の高い緩和ケアを提供しております。症状緩和とコントロール、心のケア、日常生活支援、家族へのサポート、在宅生活支援の5つを基本方針としております。

また当病棟は、在宅療養中の患者さんに対する家族や介護者による介護が困難となった場合、2週間を上限として一時的に入院して頂く、いわゆるレスパイト入院も実施しております。

なお、県内の病院の状況としましては、お手元に配布致しました資料に県内の設置病院と病床数を示しております。大津市民病院 17床、滋賀県立成人病センター20床、彦根市立病院 20床、ヴォーリズ記念病院 16床が設置されております。

③の、医師が終末期医療及びケアの方針を決定することに関して、患者が重篤で患者からの意思確認ができず、家族の意見が統一できない場合につきましては、医師、看護師、家族による話し合いの場を持ち、家族の意思決定ができるよう支援しております。それでも家族間で意見に相違があった場合においては、最終的にその患者のキーパーソンとなる方の考えを尊重することとしております。

追加でありますけれども、この緩和ケア病棟に入院して頂くと治療的な処置は一切行わないということにしておりますので、治療面での意見の相違ということは出てこないというふうに考えております。以上です。

竹村議員

ありがとうございます。

矢野議長

よろしいですか。竹村貞男君の質問が終わりました。

次に3番 森嶋克巳君

森嶋議員

はい、3番議員 森嶋克巳でございます。議長のお許しを頂きましたので通告に従い質問をさせていただきます。今後の公立甲賀病院のあり方についてということで、管理者並びに病院長にお伺いを致します。素朴な質問がございますのでよろしくお願いを致します。今年の3月に公立甲賀病院未来創造委員会から答申されました「今後の公立甲賀病院のあり方について」の結論は、経営形態の見直しが必要とのことで、責任体制が明確である地方独立行政法人化がふさわしいと判断され、早期に地方独立行政法人化を検討推進することが望まれるとのことでありました。この答申に対しまして管理者はどのようなご見解をお持ちなのかお伺いを致します。

2つ目に、もしこの答申に従って地方独立行政法人化を進めるならば、いつごろから着手されるのか、またどのような手続きが必要なのかお伺いを致します。

3つ目でございます。答申にもございますが、医師、臨床研修医及び看護師の増員及び育成が必要とのことでありますが、現在の公立甲賀病院で必要とされる医師、臨床研修医及び看護師の人数は何人必要なのかお伺いを致します。

4つ目でございます。現在の医師、臨床研修医及び看護師さんの中に外国籍の方はおられるのか、もしおられるとするならばその人数につきましてお伺いを致したいと思っております。以上です。

矢野議長

はい、管理者答弁

谷畑管理者

3番 森嶋議員の一般質問にお答え致します。

質問項目は大きく4点でございますが、1点目の「地方独立行政法人化の検討を推進することが望まれるとの答申に対する見解」については、開会のごあいさつでも申し上げましたように、この答申については今年3月24日に公立甲賀病院未来創造委員会から大きく4項目として頂いたものでございます。

一項目が5疾病5事業における医療連携体制の構築、二項目が在宅医療・介護との連携強化、三項目が医師、臨床研修医及び看護師の増員及び育成、四項目が経営形態の見直しでありまして、この答申の一項目から三項目の課題に向けて、四項目目として地方独立行政法人化がふさわしいと、結論づけされた答申内容でございました。地方独立行政法人は公共性、透明性、自主性を基本とした制度でありまして役割と責任を明確化する観点から、新しい経営形態へ移行する場合、地方独立行政法人が最適であるというふうに認識しております。独法化後の経営メリットであります経営の自由度が高く、責任体制が明確な病院経営によりまして、今後も甲賀・湖南両市民に必要な医療を安定的、継続的かつ効率的に提供できることを目標に、地方独立行政法人化の推進を前提として検討してまいりたいと考えております。

2点目の、答申に従って地方独立行政法人化を進める場合の着手時期及び手続きにつきましては、答申を頂きましたのが本年3月でございましたので、答申から3年以内には独法化を目指して参りたいと考えております。今後は本組合ならびに本院の関係各機関との協議が必要となりますが、まずは今後早期に地方独立行政法人化準備室を開設して参りたいと考えております。手続きに関しましては地方独立行政法人の設立、中期目標の設定、中期計画の認可、重要な財産の譲渡等の一定の重要事項に関しては議会の議決を順次頂いて参りながら、地方独立行政法人設立認可を目指して参りたいと考えております。標準的な移行準備期間は概ね2年程度と聞き及んでおりますのでよろしくお願ひ申し上げます。3点目、4点目につきましては病院長よりご答弁を申し上げます。

矢野議長  
清水病院長

病院長答弁

3番 森嶋議員の一般質問にお答え致します。

3点目の「現在の公立甲賀病院で必要とされる医師、臨床研修医及び看護師の人数」につきましてであります。現在の常勤医師数は66名であります。当面は血液内科、循環器内科、糖尿病・内分泌内科、小児科、病理診断科、整形外科、麻酔科、リハビリテーション科の医師を1名ずつ増員したいと考えております。詳細に申し上げますれば、血液内科は現在1名の女性医師が担当しております。やはり単独での診療科維持というのは非常に困難でありますので、ぜひとも2名の医師を挙げたいと常々思っております。今の見込みでは来年の6月ぐらいには2名に増員できるのではないかという見込みを持っております。小児科に関しましては小児救急が非常にハードになってきておりますので、これを維持するためにぜひとも1名の増員をお願いしたいというふうに思っております。それから循環器内科、これは心カテ、要するに心筋梗塞患者の対応に対して実際に動ける医者が3名しかおりません。この状態で常時365日対応するのが非常に肉体的にも困難でありますのでぜひとも1名追加したい。この3科が、一番優先順位が高いというふうに思っております。いずれも大学の医局からの派遣でありますので、いくらこちらがくれと言っても、向こうがないとなかなか進まないのが現状でありまして、あくまでも粘り強く交渉を続けていくしかないというふうに思っております。あと、今後研修医も増員したいと思っておりますが、研修医の教育、当直医の負担軽減、救急医療・ICU病棟の充実を考えていきますと、合計で常勤医師75～80名近い数の確保が理想ではないかというふうに考えております。研修医につきましては定員5名ですが、現在1年目が3名、2年目が2名となっております。来年度は3名の予定ですけれども、最大限の5名まで増員したいというのが考え方であります。この定員5名というのは今年に関して5名でありまして、昨年までは4名でありました。看護職員につきましては、平成28年9月1日現在常勤職員が362名であります。7対1看護の基準は満たしているためほぼ充足状態であると考えております。今後は病床稼働率、病床機能の変更、離職者数、診療報酬加算要件などを見据えながら適正な職員数を確保してまいりたいと思っております。

4点目の、医師、臨床研修医及び看護師の、外国籍の職員の在籍につきましては、



現在外国籍の常勤医師が1名、非常勤歯科医師が1名勤務しております。なお、外国籍の看護師は在籍しておりません。以上でございます。

矢野議長  
森嶋議員

他に質問はありませんか。3番 森嶋克巳君

再質問を少しさせて頂きたいと思います。管理者にお伺いを致したいと思います。今の答申の末尾に、地方独立行政法人化において、構成2市、これは甲賀市と湖南市からの繰入負担金の継続が前提になると、このように書かれてありました。これは仕方ないことかなとは思いますが、甲賀市からは平成27年度、全て入れて8億3,500万、移転整備事業負担金を含めて、そしてまた今年度の予算では8億3,859万円、こんな金額になります。もちろん湖南市においても多くの負担をして頂いております、この金額は甲賀市においても湖南市にも非常に大きな負担となっていると考えられます。この地方独立行政法人化をすることによって、この中には経営形態の見直しという中に含まれているわけですが、軽減される可能性を期待していいのかわかるかということをお伺いを致したいと思います。

それと病院長に再質問ですけど、外国籍の方が現在常勤1名、非常勤1名になるとお聞きしました。外国の方のもっと受け入れができればというか、今後もそういうふうな方向性というものはどういうふうにお考えなのか少しお伺い致したいと思えます。以上です。

谷畑管理者

3番 森嶋議員の再質問にお答え致します。議員ご指摘のように、構成2市からの負担というものを持ちながらこの公立甲賀病院は経営をさせて頂いているところでございます。そういった中で、やはり企業会計とは申しながら、公務員の勤務形態の中で活動することを主目的としたこの公立甲賀病院の現在の形態においては、非常に機動的に動くのが難しいということもありますし、また過日から申しておりますようにこの経営の責任所在の明確化ができていないということもありまして、この地方独立行政法人化という中において、例えばこういった診療部門に力を入れたいという時にはそこに力を入れながら、経営改善に向けていくというようなことも可能になってくるといふふうに考えているところでございます。ただこれにつきましては、地方独立行政法人化だけが特効薬というわけではなくて、先程からご議論がございましたように、地域医療のあり方を見直しながら、この甲賀病院の甲賀保健医療圏域における位置づけをもう一度しなおして、地域の一次診療、そして3次救急救命との連携の仕方、こういったところも含めながら全体としてこの病院の経営の改善に努めて、そして構成2市の負担としても軽くできるように目指してまいりたいという風に考えているところでございます。

清水病院長  
矢野議長  
清水病院長

議長

病院長答弁

森嶋議員の再質問にお答え致します。外国人のドクターがもし日本の文化によくなじんでおられて、日本の医療についてよくご存じの方であれば全く受け入れを拒否することはありません。ですから技術だけがあって、そして日本の文化に触れず、医療だけを提供するような医師というのはやはりこの地域医療には向かないだろうと思

ておりますので、現在いらっしゃる外国籍のドクターにしても、日本で生まれ育ったという事情がおりになって、日本人の文化そのものを受け継いでおられますので、そういう方については何も問題がないと思います。わざわざ外国人の医師を呼んできてというようなことは考えておりません。以上です。

矢野議長

以上で森嶋君の一般質問が終わりました。以上で一般質問を終わります。

○ 閉会

矢野議長

お諮りします。本定例会に付議された案件の審議は全部終了致しました。よって会議規則第7条の規定により閉会致したいと思います。これにご異議ありませんか。

(なしの声あり)

矢野議長

異議なしと認めます。よって本定例会は閉会することに決しました。以上で平成28年公立甲賀病院組合議会第2回定例会は閉会致します。ありがとうございました。

(9月27日15時12分閉会)

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

議 長

矢野進次

署名議員

松山克子

署名議員

松井毛子